

千代田区立児童・家庭支援センター、千代田区児童館及び千代田区立富士見わんぱくひろばの目的外使用に関する規則の一部を改正する規則

千代田区立児童・家庭支援センター、千代田区児童館及び千代田区立富士見わんぱくひろばの目的外使用に関する規則（平成8年8月26日千代田区規則第35号）に係る様式の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
第3号様式（第12条関係）					第3号様式（第12条関係）				
施設使用承認取消・変更申請書 年 月 日 千代田区長 殿 申請者 団体名 氏 名 住 所 電 話 （ ） 下記の使用承認の取消し・変更を申請します。					施設使用承認取消・変更申請書 年 月 日 千代田区長 殿 申請者 住所 氏 名 電 話 （ ） 下記の使用承認の取消し・変更を申請します。				
使用承認	承認番号	第 一 二			使用日時 及び 使用施設	使用日時	時間帯	使用施設	使用部屋名
	年 月 日	年 月 日				年 月 日（ ）	午前・午後・夜間		
使用日時 及び 使用施設	使用日時	時間帯	使用施設	使用部屋名	団 体 名	上記の使用について 1 使用を取り消し、既に納めた使用料の還付を希望します。 2 以下のとおり使用日等の変更を希望します。 (1又は2のいずれかに○を付してください。)			
	年 月 日（ ）	午前・午後・夜間							
上記の使用について 1 使用を取り消し、既に納めた使用料の還付を希望します。 2 以下のとおり使用日等の変更を希望します。 (1又は2のいずれかに○を付してください。)					上記の使用について 1 使用を取り消し、既に納めた使用料の還付を希望します。 2 以下のとおり使用日等の変更を希望します。 (1又は2のいずれかに○を付してください。)				
変更後の日時 及び 使用施設	変更後の日時	時間帯	使用施設	使用部屋名	変更後の日時 及び 使用施設	変更後の日時	時間帯	使用施設	使用部屋名
	年 月 日（ ）	午前・午後・夜間				年 月 日（ ）	午前・午後・夜間		
使用料	有 料 （全額・減額） 円 納入済 免 除				使用料	有 料 （全額・減額） 円 納入済 免 除			

第 4 号様式（第 12 条関係）

施設使用承認取消・変更通知書

年 月 日

申請者 住所
氏名 殿
千 代 田 区 長 印

下記の使用承認を取り消し・変更します。

使用日時 及び 使用施設	使用日時 年 月 日（ ）	時間帯 午前・午後・夜間	使用施設	使用部屋名
変更後の日時 及び 使用施設	変更後の日時 年 月 日（ ）	時間帯 午前・午後・夜間	使用施設	使用部屋名

団 体 名

取消しの理由
・ 本人申出（ 年 月 日）
・ 規則第 11 条第 号に該当（具体的に）

既 納 額	円	還 付 額	円
-------	---	-------	---

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表するものは千代田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 4 号様式（第 12 条関係）

施設使用承認取消・変更通知書

年 月 日

申請者 住所
氏名 殿
千 代 田 区 長 印

下記の使用承認を取り消し・変更します。

使用日時 及び 使用施設	使用日時 年 月 日（ ）	時間帯 午前・午後・夜間	使用施設	使用部屋名
変更後の日時 及び 使用施設	変更後の日時 年 月 日（ ）	時間帯 午前・午後・夜間	使用施設	使用部屋名

団 体 名

取消しの理由
・ 本人申出（ 年 月 日）
・ 規則第11条第 号に該当（具体的に）

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千代田区長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表するものは千代田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 5 号様式（第13条関係）

施設使用料還付請求書				
千代田区長		平成 年 月 日		
様		団体名		
		氏 名		
		住 所		
		電 話 ()		
下記のとおり使用料の還付を受けたいので請求します。				
記				
使用承認	承認番号	第 ー ー 号		
	年 月 日	年 月 日		
使用日時 及び 使用施設	使用日時	時間帯	使用施設	使用部屋名
	年 月 日 ()	午前・午後・夜間		
団体名				
還付請求 理由				
既納使用料	円	納入年月日	年 月 日	
還付請求額	円			
口座情報	銀行 本店 信用金庫 支店 信用組合 出張所			
	預金 種 目	1. 普通 2. 当座 3. 貯蓄 (○で囲む)	口座番号	
	フリガナ		連絡先電話	
	名義			

※ 口座名義は請求者名または団体名と同一のものに限ります。

第 5 号様式（第13条関係）

施設使用料還付請求書				
千代田区長		年 月 日		
殿		住所		
		氏名		
		電話 ()		
下記のとおり使用料の還付を受けたいので請求します。				
記				
使用日時 及び 使用施設	使用日時	時間帯	使用施設	使用部屋名
	年 月 日 ()	午前・午後・夜間		
団体名				
還付請求 理由				
既納使用料	円	納入年月日	年 月 日	
還付請求額	円			

備 考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。